

② 日中活動系サービス

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護などをします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
訓練等給付	☆就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により課題が生じている人に、企業・居宅等への訪問や本人の来所により、解決に向けて必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設を利用していた障がい者が一人暮らしを始めたとき、定期的に居宅を訪問し、相談・要請への随時の対応を行います。

★は、必要性を認められた障がい児も利用できます。

☆は、必要性を認められた15歳以上の障がい児も利用できます。